

警報発令及び地震に伴う主催事業・貸し館の取扱いについて

平成27年（2015年）4月

豊中市立青年の家いぶき

青年の家いぶきでは、豊中市の警報発令及び地震に伴う、青年の家いぶきで開催する主催事業及び貸し館について、下記のとおり対応します。

記

1. 主催事業（青年の家にて開催するもの）

【条件】

主催事業については、開始時間の2時間前の時点で、豊中市暴風または大雨警報が発令されているか、当日震度5以上の地震があった場合。

【対応】

中止または延期します。

2. 貸館（青年の家の部屋使用）

【条件】

それぞれに使用区分の2時間前の時点で、豊中市に暴風または大雨警報が発令されているとき。

利用区分		判断基準時
あさ	9：00～12：00	7：00
ひる	13：00～17：00	11：00
よる	18：00～21：00	16：00

【対応】

- ・部屋を使用するかどうかの判断は、使用団体の判断とします。
- ・使用中止の連絡があった場合、次のとおり対応します。
 - ア) 使用日を振り替えます。
 - イ) 使用料を徴収していて使用日を振り替えることができない場合は、還付手続きを行います。

【条件】

震度5以上の地震があった場合。

【対応】

- ・部屋の使用は中止とします。
- ・使用料を徴収している場合は、還付手続きを行います。

以上